

総合県民局長（東部保健福祉局長）殿

（浄化槽管理者）

住 所

氏 名

㊟

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽使用開始報告書

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項に規定により報告します。

1 . 設置届出年月日 (計画書提出)	年 月 日 総(東保) 号
2 . 設置場所の地名・地番	
3 . 設置届者名 確認申請者名	
4 浄化槽の規模	処 理 方 式 単 独・合 併 嫌気性ろ床・担体流動・その他 ()
	人 槽 人 槽
5 . 使用開始年月日	年 月 日
6 保守点検業者	初回の保守点検 実 施 日 年 月 日
	名 称 及 び 登 録 番 号 (登録 第 号)
7 . 技術管理者の氏名 (501人槽以上)	

(注意)

- 1) 浄化槽管理者とは、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について 権限を有するものです。
- 2) 当該浄化槽の使用を開始した日から30日以内に、保守点検業者を通じて提出して下さい。
- 3) 徳島県浄化槽事務取扱要領第2条4項の規定に基づき、様式18の『浄化槽維持管理標準契約書』により契約している場合は、6の初回の保守点検日実施日が契約開始日となりますので、必ず記入して下さい(10人槽以下)。

環境省令第5条1 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始直前に行うものとする。

- 4) 技術管理者の資格を証する書類を添付して下さい。